

第 54 期 第 13 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 6 年度第 6 回）  
議 事 録

1 日 時 令和 6 年 8 月 27 日（火） 16 時 00 分～17 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、山下委員

（熊本労働局） 金成労働局長

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ）熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
- （ 2 ）最低賃金法第 21 条の規定に基づく建議について
- （ 3 ）その他

5 議事内容

指導官

定刻となりましたので、ただいまから、第 54 期第 13 回（令和 6 年度第 6 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定足数の報告をいたします。

本日の委員の御出席は、公益代表委員 2 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名で、委員総数 15 名中 11 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

続きまして、公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は一般の方から 2 名、報道機関 5 社から傍聴及び取材にお見えですので御報告いたします。

それでは議事についてですが、本日は倉田会長が御都合により欠席されておりますので、今後の議事進行を本田会長代理にお願いしたいと思います。

それでは会長代理よろしく申し上げます。

会長代理

よろしく申し上げます。先週に引き続いて私のほうで進めさせていただきます。

議事に入ります前に本日の資料について事務局から説明をお願いします。

室長            はい、事務局です。本日は資料1-1 熊本県労働組合総連合と資料1-2 熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出と資料2で建議（案）を用意しております。よろしいでしょうか。不足がある方は後程でも結構ですので、申し出願います。資料の説明は以上となります。

会長代理        ありがとうございます。  
では早速ですが、議題1「熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」審議に入ります。  
異議の申出について事務局から説明をお願いします。

室長            はい、熊本県最低賃金の改正決定につきまして、令和6年8月9日に答申をいたしました。この答申に伴い熊本労働局長が「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行ったところ、令和6年8月23日付けで熊本県労働組合総連合、同日付けで熊本県医療介護福祉労働組合連合会から熊本労働局長宛てに異議申出書の提出がありました。以上です。

会長代理        今御説明のあった異議の申出についてですが、熊本労働局長から当審議会に対して意見を求めたいと聞いています。  
局長をお願いします。

指導官            それでは局長をお願いします。

局長            最低賃金法第11条第2項に基づき、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、異議申出があったので、貴会の意見を求めます。  
よろしくをお願いします。

（ 局長より会長代理へ諮問文、手交 ）

熊労発基 0827 第2号  
令和6年8月27日

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長  
金成 真一

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）

標記について、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議申出があったので、貴審議会の意見を求める。

指導官                    ありがとうございます。カメラ撮りは一旦ここまでとさせていただきます。再度お声掛けいたしますのでよろしくお願いいたします。

会長代理                それでは、異議の申出に対しての意見を求められましたので、審議を始めたいと思いますが、まず、事務局から異議申出の内容についての説明をお願いします。

室長                      それでは、お手元に資料1-1及び資料1-2を御用意ください。  
資料1-1は先ほど申し上げましたけれども、8月23日付けで熊本県労働組合総連合から提出された異議申出書です。内容について読み上げます。

2024年熊本地方最低賃金審議会による最低賃金改定額答申に対する異議申出。熊本地方最低賃金審議会が熊本労働局長に答申した「54円引き上げ、952円とする」という2024年の改定額に対し、以下の理由から異議を申し出ます。

中央最低賃金審議会の全ランク一律50円という目安に基き熊本地方最低賃金審議会で議論がされ目安プラス4円で54円引き上げて952円とする答申がされました。過去最高額の引き上げということは一定の評価をします。しかし、952円という改定額は私たちが求める他の先進国並みの1,500円には程遠い水準であり、「人間らしく暮らせる賃金」から大きくかけ離れ、地域間格差もあまり縮まっておらず不十分と言わざるを得ません。そして、全国的に低い九州地方の中でも最低額です。時給952円では月収14万2,800円（150時間労働）年収171万円程度でワーキングプア水準を脱することはできません。これでは病気や怪我等で就労できなくなった場合、直ちに生活困窮に陥ってしまいます。また、最近ではT S M C 誘致事業により菊陽町周辺とその周辺自治体では局地的なバブル経済、物価高騰が起こっています。賃金や地価が高騰し、移転や廃業を迫られる企業や農家も少なくなく、賃金の底上げ、最低賃金の引上げは喫緊の課題と言えます。

私たちの主張する時給1,500円は全国で実施している「最低生計費資産調査」に基づいています。この水準を4年の経過措置をもって達成するには、当初、労働者側委員が主張していた152円程度の引き上げが必要です。結果として54円にまで下がったということは「事業の支払い能力」に引っ張られたからに他なりません。先進国の中でこれを決定要素として議論している国はなく、日本はいまだに発展途上国の議論をしていると言っても過言ではありません。長年賃金が上がらない中で急激な物価高騰となり、経済活動の停滞状況がますます深刻になっています。春闘でも33年ぶりの高水準の賃上げとなったにもかかわらず物価高騰を上回る賃上げとはなっていません。そういう時代だからこそ、正規、非正規、男女の区別なく労働者が安定した収入を得て、健康で文化的で当たり前の生活を実現できるよう、全国一律で最低賃金を大幅に引き上げることが求められています。

健全な経済の再生にも、賃金を引き上げて消費を喚起することが不可欠です。そのためには国の脆弱な中小企業支援を抜本的に拡充することが不可欠ではありますが、少しでも格差と貧困を解消するため、さらなる引き上げに向けて再審議していただくことを強く要望します。以上が熊本県労働組合総連合の異議申出です。

続きまして、資料1-2を御覧ください、熊本県医療介護福祉労働組合連合会から提出された異議申出書です。読み上げます。

2024年度熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出。8月9日、熊本地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を54円引き上げ、952円と改正する旨答申されました。私たちはこの答申に対し、最低賃金法第11条2項及び同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

熊本地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の目安50円を上回る54円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々の御尽力には敬意を表するものです。また、労働者側が154円の引上げを求めたことは、全労連が主張する4年程度の期間で時給1,500円を目指すことにも合致するものでした。一方で、使用者側の示す懸念も一定理解できるものであり、国の脆弱な中小企業支援策を抜本的に改める必要があります。結果的に54円、952円の答申されましたが、この金額では月に150時間働いたとしても14万2,800円、年1,800時間働いて171万円程度にしかならず、依然ワーキングプアの状況におかれることに変わりないため、今回の答申に対し異議を申し出ざるを得ません。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者、利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療介護事業者は経営的な厳しさを増し、一時金引下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動を進めてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の熊本県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見を踏まえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記1、全労連と地方組織は、「全国で最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1,500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない答申となっています。

2、私たちの組織する医療介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直

結しています。働く県によって賃金格差が8から9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師、看護師、介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

3、以上より、改正答申はこのまま認めることはできません。再審議し、上積みを行うことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について改めて審議してください。

以上です。

会長代理

ありがとうございます。ただ今の異議申出書及び事務局からの御説明についてですが、意見や御質問はございますか。よろしいですか。

では、異議申出について労使それぞれから、御意見を改めて伺いたいと思うのですが、控室で15分くらいでよろしいですか。今の異議申出の内容について協議をされる必要があると思いますので、15分ほど時間をとって打ち合わせをしていただきまして、それから御意見を伺えればと思います。時間になりましたら、事務局のほうで呼びに伺わせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、控室に移動いただきまして、打ち合わせをお願いします。

事務局のほうで御案内をお願いします。

( 労使委員退室 )

( 労使委員入室 )

会長代理

それではお揃いですので、異議申出に対する意見を伺わせていただきたいと思います。

まず使用者側委員から伺わせてください。いかがでしょうか。

岩永委員

私共、使用者側の方から意見を述べさせていただきたいと思います。

今、2つの団体から出されております要望と申出をしっかりと見させていただきました。もちろんもっともだと思われるようなところも書いてございますが、私共としましてはですね、今回決まりました54円のプラス、これに関しましては決して賛成して決まった金額ではない、ということをおもって申し上げたいと思います。

ただ審議会として、私共三者、公労使ですね、特に専門部会の中で6回の話し合いを重ねて出たものであり、今でもこの金額は我々にとって非常に重いものだというふうにとらえております。九州地区で結果的に最下位になったということもございますが、これは各県が我々の動向を見ながら、熊本県の動向を見ながら、というふうにして出た結果だというふうに見ることもできます。

もう一つ、賃金を決める3要素の中で、結果的に事業の支払い能力が重視されたんじゃないかと、引っ張られたんじゃないかというふうな文言もございまして、当初我々として、もっと低い引上げ額を要望していたわけですが、

結果的には生活者の生計費、これを重視するということで導かれたこの54円だというふうに理解しております。

1,500円への到達、これは政府の計画では2030年代半ば位までにはということを担当しておりますので、そういうことを考えますと50円前後の引上げというのが、ある程度妥当といえれば妥当だったのかなというふうに考えます。

ただ、この2つの団体さんから出されています申出書のなかにも書いてございますが、中小企業への国の政策なり、これがまだ不十分だということに関しましては私たちもそういうふうに認識しております。もっと、これからいろんな成果なりなんなりが出てくるんだと思いますが、その辺の成果を見ながらですね、それに見合った利益も出せるようになって、そして最低賃金につきましても、もっと引き上げられるように、その辺は私共も望むところは一緒でございます。

長々と話しましたけれども、そういったことを考えまして、今回2つの団体から出されています申出に関しましては、私共としては受け入れることはできないというふうに申し上げたいと思います。以上でございます。

会長代理            はい、それでは労働者側委員いかがでしょうか。

山本委員            山本です。今回の異議申出内容については十分見させていただきました。内容についても、この5名でしっかりと協議をしてきたところです。中身に関連も致しますところで公益の先生と確認したい事項、意見交換したい事項がございますので、できれば公労で少しお話をさせていただく時間を設けていただければと思っています。御提案でございます。

会長代理            使用者側はよろしいですか。

( 使用者側委員全員異議なし )

会長代理            それでは公労でお話をするので、ここからの話は熊本地方最低賃金審議会運営規程7条第2項による、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性を損なう恐れがあるということで非公開とさせていただきますので、使用者側委員及び傍聴者の皆様は御退室をお願いいたします。

( 使用者側委員及び傍聴者退室 )

( 使用者側委員及び傍聴者入室 )

会長代理            お待たせしました。  
それでは労働者側委員からお話を伺えればと思います。

山本委員            はい、申し上げたいと思います。

先に結論を申し上げたいと思いますが、今回の異議申出によりまして、今回決めました地域別最低賃金の54円引上げ、952円とする答申、当審議会で導き出した結論について、見直しをすべきではないと、このように考えているところでございます。この際、先ほどいろいろお話をいただいたとおりです。

改めまして今回の結論に対する労働者側としての受け止めを含めて、それから今回の異議申出に対するコメントも申し上げたいと思います。

私たちは、中央最低賃金審議会が示しました目安額のプラス50円、こういったものを強く意識をしながら、具体的な根拠、エビデンスをもって主張してきたところでございます。まずは、連合本部が有識者の皆様方からアドバイスをいただきながら、相当な手間暇をかけて調査をした最低限必要な賃金水準、これが連合リビングウェイジ、御紹介を申しあげたとおりでございます。策定にあたっての条件、これは、これまで御紹介しましたとおりですので改めて申し上げますけれども、例えば単身世帯の方、したがって教育費こういったものも見込まずに、車も所有せず、新聞もとっていない、こういう条件設定になってございました。それが熊本では1,050円、この金額を今回の審議会では当初提示をさせていただきました。これはマスコミの皆様方の前でも申し上げましたとおりです。ちなみに今年の秋、連合リビングウェイジを再調査するというふうに聞いてございます。

ただ、この水準で、フルタイムで働いて年収2,190,000円程度です。可処分所得、手取りで考えましても170数万円程度と推定はできますけれども、今回、私たちも実地視察に伺いましたが、その程度の水準では副業せざるを得ないと、こういった生の声を私たちは聞いてきたと思っています。

ただ残念ながら、連合リビングウェイジの考え方であったり、その取組み方、方法、こういったものについては御理解をいただきましたけれども、これはあくまでも連合独自の調査だということから、公益側の先生方には、客観性のある数字、金額の根拠としては採用をしていただけませんでした。その後は、中央最低賃金審議会が50円という目安を示していましたので、さらなる検討を求められてきたという経過でございます。

その後の審議内容、提示金額、これは対外的には公表していませんので、詳細については申し上げるわけにはいきませんが、一つは、今春闘の有期・短期パート契約社員の皆さん方の賃上げ額の実績額、あるいは物価上昇の状況。

特に中央最低賃金審議会において、目安を示すうえで一つの根拠、大きな要素ともなりました、生活必需品、頻繁に購入する43の品目について、熊本県内のこの1年間の値上げ額、率共に全国平均よりも大きかったという調査結果について、データに基づくものとして金額提示もさせていただきました。物価について、さらに付け加えて申しあげると、物価上昇の率だけではなくて、全体額としても実は九州で一番、福岡よりも高い水準にあることなど、報道内容についても全体で確認してきたところです。その他、T S M C 進出による経済効果、あるいはハローワークにおける実際の求人額の状況、日銀熊本支店が出した金融経済概観、労働局が出していただいた県内の賃金等の動き、マスコミの報道内容等々、周辺環境も紹介をしながら客観的データに基づく主張を行い、審議を行ってきました。このことについては自負をしております。

しかし、最終的には公益側から示されたのが898円プラス54円、952円ということでした。

率直に申し上げます。私たちの主張からはかけ離れたものであって、極めて不満が残る水準ではございますけれども、中央最低賃金審議会がプラス50円、この目安額を示す中で、公益側の先生方も熟慮に熟慮を重ねて総合的な判断として示されたものと、このように受け止めました。苦渋の決断ではございましたけれども、そのことについては敬意をもって賛成させていただいたものでございます。

労働者側として、実は拒否することもできたのかもしれませんが、ただ、私たちが考えましたのは、審議が長引けば長引くほど発効日を遅らせてしまうことになる、それでは最低賃金近傍で働く人たちをずっとそのまま待たせることになってしまう、そんなことはやっぱりできないだろう。拒否をすることで、公益の先生方から目安は50円でしたでしょう、では50円でいきますよ、と言われたり、先ほど岩永委員からも言われました、使用者側の提示額はもっと低い水準でしたから、では使用者側の水準で行きましょうと、こうなっては元も子もないだろうと。もっと考えれば、先ほど言いましたように、労働者側としてはいろんなデータを基にこれまで主張すべきことは主張してきたと、こういうふうに思っていますし、今回の数値というのはその結果ではないか、とこういうことではございます。したがって、これは飲み込むしかない、拒否をすることは叶わないというふうに考えたところです。

今回異議が出されました2件、多くの部分については同感ができますし、耳を傾けるべき内容も含まれている、このように受け止めさせていただきました。ただ、その異議内容をもって、あるいは異議申出内容に書かれているとおり、蓋を開けてみると九州内で最下位だったと。だからと言って前回の本審から今日までの期間で、大きな環境変化がない中で、結果としては跳ね返されてしまいましたけれども、これまで私たちが本審議会で示した根拠、主張、審議してきた経過、これらを審議会自ら否定するということにはならないと。それはできないと思っています。今後、審議会の独自性、主体性にも大きな影響を及ぼす、このようになりかねないと思っています。

最後、今回これで決めることになるでしょうから、申し上げたいと思います。グローバル経済、それからサプライチェーンの中で、他国との比較との中でも日本の雇用労働者、特に最低賃金近傍で働いている人たちにしわ寄せがきていると思っています。賃金が安い労働者の犠牲の上に経済、会社経営が成り立っているという現実、それから労務費全体のコストを抑えることによって成り立っているという現実、もっと言うと労働組合がない企業で働く人たちは尚更のことだと思っています。こんな形で縮小再生産を続けていけば日本経済そのものが立ち行かなくなるだろうということ、それから国内消費も活性化をしない、このような考えなどから、政府としても最低賃金あるいは雇用労働者全体の賃金引上げ、水準の引上げ、こういったものを目指している、このように私たちは受け止めております。

労働者側ですから角度は違いますが、私たち労働者側としては日本国憲法、それから労働基準法、最低賃金法にしっかりと則って、またその役割を

果たすべく次年度以降もこれまで同様のスタンスで臨んでいきたいと思っております。

以上です。

会長代理

はい、使用者側、労働者側それぞれに意見をいただきました。

本審での採決に至る経過を含めてですね、それぞれに思うところがあった御意見をいただきましたが、異議申出の内容それ自体につきましては、十分に調査審議を得たものであって、答申を見直す必要がないという御意見と承りましたがよろしいですか。

委員全員

( 異議なし )

会長代理

はい、したがいまして、8月9日付け「熊本県最低賃金の改正決定についての答申」どおり決定するのが適当であるとの結論でよろしいでしょうか。

委員全員

( 異議なし )

会長代理

では、答申文(案)を取りまとめたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

室長

承知しました。準備にお時間をいただければと思います。

( 答申文(案)作成、配布 )

会長代理

お手元に答申文(案)は届いておりますか。では、事務局は答申文(案)の朗読をお願いします。

指導官

朗読します

(案)

熊賃審発第 15 号  
令和 6 年 8 月 27 日

熊本労働局長  
金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和 6 年 8 月 27 日貴職から、令和 6 年 8 月 9 日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医

療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。  
以上です。

会長代理            ありがとうございました。ただ今の答申文（案）について、何か御意見はございますか。

ないようでしたら、御承認いただいたということで、委員の皆様におかれましてはお手元の答申文（案）の案を取ってください。

事務局は、答申文の準備をお願いします。

室長                 承知しました。準備にお時間をいただければと思います。

（ 答申準備、カメラ入室 ）

指導官             それでは、会長代理よろしくをお願いします。

会長代理            当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申します。

令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当であるという結論に達しましたので答申いたします。

（ 会長代理より局長へ答申文、手交 ）

局長                ありがとうございます。

指導官             ありがとうございます。

おそれいりますが、カメラはここまでで一旦退席をお願いいたします。この後、建議を予定していますので、その際、お声がけいたします。

会長代理            それでは、「熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」の審議はこれで終了します。

次に2番目の議題ですね、8月9日に熊本県最低賃金の改正決定を答申した際、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備する、ということについて、当審議会で改めて建議をすることとしていたところです。

建議の内容を協議をしていきたいと思えます。

建議（案）につきましては、事前に案をお示しし、意見を募っていたところでもございますが、今お手元にある建議（案）について事務局から説明をお願いいたします。

室長

建議（案）につきましては、資料2としてお配りしています。内容について説明いたします。

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識でありました。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第21条の規定に基づき建議します。

記の1、生産性向上等の支援についてです。生産性向上の支援については、可能な限り多くの事業者が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求めます。加えて、県内事業者が、必要とする各種の助成金、補助金、融資を受けることができ、また各種税制を活用することができるよう一層の周知広報を求めます。

参考資料2は、助成金、補助金、融資、税制等の活用を含め、賃金引上げに関する支援、生産性向上に関する支援、さらに、下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援等をまとめた周知広報用のリーフレットです。また、「業務改善助成金」については、熊本では一定の活用がなされているところではあるが、更に活用が進むよう周知広報に努めるとともに、できる限り支給に結びつくよう一層の懇切丁寧な対応をお願いします。

参考資料3は、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、IT導入補助金等最低賃金引上げに伴う支援等の強化についてもリーフレットを作成しています。

さらに、生産性向上等の事業者支援については、熊本県や県内の市町村においても支援の充実が図られるよう、働きかけを要望します。

参考資料4に各都道府県の賃金引上げ支援施策について紹介しています。

参考資料5は申請の受付が終了していますが、熊本県が実施していた事業場内最低賃金を上げた中小企業者に対して、生産性向上緊急支援の事業補助金についてです。

続きまして、記の2、価格転嫁対策等についてです。価格転嫁対策については、政府においては、参考資料6にあるとおり、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」いわゆる価格転嫁対策ガイドラインが策定され、これに基づき価格転嫁対策が推進されています。また、熊本県では、参考資料7にあるとおり、令和5年12月19日に16団体による「価格転嫁の円滑化に関する協定」が締結され、同協定に基づく取組が進められているとともに、令和6年2月29日には「働き方改革推進熊本地方協議会」が開催され、賃金引上げの環境整備等に係る取組等について議論が行われ、価格転嫁対策の一層の推進が確認されています。

価格転嫁の状況について、参考資料8の「価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果」中小企業庁が行っていますが、これを見るに、価格転嫁がさらに進んでいることが確認できる。一方で「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要であるとされています。

また、熊本県商工会連合会が実施した参考資料9にある「第24回経営への影響追跡調査」では、「価格に十分転嫁できている」は10%と横ばいとどまっており、価格転嫁はできたが不十分である割合は6割弱を占め、依然として事業者の経営を圧迫している状況が続いている。さらに、コスト要素別では、人件労務費で「全くできていない」の割合が高くなっています。

加えて、B to C（企業と一般消費者）事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があります。

以上のように、価格転嫁については取組が進んできているものの、いまだに十分とは言えない状況であります。このため、県内企業において価格交渉が行われ、十分な価格転嫁ができるよう、引き続き「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（価格転嫁対策ガイドライン）に基づく取組をはじめ各種の価格転嫁対策を強力に推進していくよう要望します。

また、参考資料10にある「パートナーシップ構築宣言」についても、一層の推進を要望します。

最後に記の3、「年収の壁」への支援についてです。労使折半とされている社会保険料については、最低賃金改定等に伴い一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生します。これにより、当該労働者にとっては、目前の手取り収入が減少することから、それを回避するために就業調整を選択するというケースが見受けられ、一方、企業側においても、社会保険料の負担増となるとともに、就業調整による人手不足の影響で事業運営に支障をきたす場合があります。このため、当面は、企業等に対する短期的支援策として設けられた参考資料11にある「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進及びその制度の周知徹底を要望します。

以上が建議（案）の内容です。

会長代理

はい、ありがとうございます。

最低賃金の改正決定の調査審議において使用者側、労働者側から環境整備についての問題意識、御意見も出ていたところを事務局のほうで項目ごとに分けて整理をいただいて、必要な資料を適宜引用したものとなっております。

この場で1文字から作っていくわけにはいかないので、事前に（案）をお示ししていたものについて、双方からの意見をある程度反映させた内容となっているかと思うんですが、資料の引きかたとか評価については、何分それぞれ御意見もあるところだと思いますし、最終的には最大公約数的なものにしていくしかないと思うんですが、御意見等ございませんでしょうか。

公益委員は今日は私たち二人ですけれども、公益委員の中には熊本県商工会連合会で実施した調査結果の引用とその書きぶりについても、それぞれからの御意見をきちんと確認しておく必要があるかなという意見も出ていたところなので、こちらからどうしてほしいというのはないんですが、せっくなので御意見とかがあれば。

浦田委員

はい、私のほうで出ささせていただいた意見を反映させていただいているので、これについては異論はございません。

会長代理            わかりました。労働者側はいかがでしょうか。

山本委員            はい、いずれも重要な課題ですので、この建議の内容でよろしいかと思えます。「と」が一つ抜けていました。下から4行目、負担増となる「と」ともに、のところが抜けています。

浦田委員            私からも一つ、2ページ目の上から6行目の「さらに」のところですが、1ページの「更に活用が」が漢字ですので、漢字かひらがなに統一していただければ、それとその下の、「価格転嫁できた企業」と「出来ない企業」も漢字とひらがなを統一できていないなと思えますので、そこは事務局で修正していただければと思います。

会長代理            はい、わかりました。今から建議の確定版を作るので、ではまず、2ページ目の下から4行目の「と」を一字加入する、それと上から6行目の「さらに」は、その前に漢字で出ているのでということですね。

浦田委員            1の上から6行目のところですね、「更に活用が進むよう」というところですね。

会長代理            では、今の御意見を踏まえると、2ページ目の6行目の「さらに」を漢字の「更に」に統一したいと思いますかよろしいですか。  
それと、7行目の「できた企業」の「でき」はひらがなで、「出来ない企業」が漢字になっているというところですが。

浦田委員            前の「できる限り」のところはひらがなですので、ひらがなでいいのではないのでしょうか。

会長代理            「出来ない企業」のほうをひらがなで「できない企業」ですね。これについていかがですか。皆さんよろしいですか。  
ありがとうございます。では今の修正を加えたもので建議案については御承認をいただいたということよろしいですか。

指導官              一点だけすみません。3番の1行目の「最低賃金改定等に伴い」の「改定」を「改正」に訂正させていただいてよろしいですか。

会長代理            今事務局のほうで御発言あったところ「最低賃金改定等」を「改正」ですね、それと先ほど「できない」をひらがなにすることについて御了解をいただいたところなんです、森口委員から御指摘がありまして、これはそもそも中小企業庁の調査結果を引用している部分で、中小企業庁の資料上は「できた」はひらがなで「出来ない」は漢字になっているからそのままがいいのかなと。

浦田委員            了解いたしました。そこは引用されたところに合わせていただければ。

会長代理  
浦田委員

では、漢字に戻させていただきます。  
ここだけ漢字ですね、ほかの「できた」とか「できない」とかあるんですけども、例えば、商工会連合会のところの「人件労務費で全くできていない」は、同じ「できない」ですがここはひらがなで書いてありますので、そこも引用でひらがなということですね。

会長代理

はい、中小企業庁の引用部分のみです。  
では、今の修正を踏まえたもので局長へ建議をすることといたします。事務局のほうで準備をお願いできますか。

室長

承知いたしました。お時間をいただければと思います。

( 建議(案)修正、配布 )

会長代理

皆さんお手元にございますか。それでは内容を御確認ください。

委員全員

( 建議(案)内容確認 )

会長代理

御確認いただけましたでしょうか、ではこれで御承認いただいたということでお手元の(案)をとっていただければと思います。正式な文書を作成して局長に建議することといたしますので、準備をお願いします。

室長

承知いたしました。

( カメラ入室 )

指導官

それでは建議を行いますので、会長代理よろしくをお願いします。

会長代理

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について建議いたします。

( 会長代理より局長へ建議、手交 )

指導官

ありがとうございます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

会長代理

労働局長に対して建議をいたしました。熊本県最低賃金専門部会の任務もこれによって終了したということで、熊本県最低賃金専門部会を廃止したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員全員

( 異議なし )

会長代理

では、熊本県最低賃金専門部会の廃止が議決されました。  
続きまして議題の3番目、「その他」に移ります。事務局からお願いいたします。

- 室長 事務局です。本年度の審議において、発効日の取扱いについて、労側委員、使側委員、双方から御意見がありました。  
このため、本件の御意見につきましては、熊本労働局から厚生労働省に報告させていただきたいと思っております。  
その報告における御意見の内容につきましては事前に労使委員の皆様にご確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。  
以上です。
- 会長代理 ありがとうございます。これで本日予定していた議事のすべてを審議していただきました。ありがとうございました。  
最後に、労働局長から挨拶があると聞いています。  
労働局長、お願ひします。
- 局長 本日は、異議の申出につきまして御審議いただくとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備につきまして御検討いただきました。  
まず、異議の申出につきましては、御審議の結果、「熊本県最低賃金の改正決定」につきまして、「8月9日付けの答申どおり、952円で決定することが適当である」との答申をいただきました。いただいた答申を踏まえ、速やかに改正決定を行い、10月5日の発効に向けて、官報公示の手続きを進めるとともに、県内の労使等に対し広く周知広報に努めてまいります。委員の皆様におかれましても周知広報に御協力をいただきますと幸いでございます。  
また、本日は「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備」につきましても建議をいただきました。この建議に盛り込まれました生産性向上等の支援、価格転嫁対策など、それから「年収の壁」への支援につきましては、関係機関・団体と連携し、必要な取組をしっかりと行ってまいりたいと思っております。このほか、本年度の調査審議における「発効日」についての御意見につきましても、厚生労働省へ確実に報告させていただきます。  
委員の皆様におかれましては、本年度の熊本県最低賃金の改正決定につきまして、真摯な審議を行っていただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。  
今後は、先週8月21日に諮問させていただきました2業種の特定最低賃金の改正決定に関する調査審議がございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。  
本日は誠にありがとうございました。
- 会長代理 ありがとうございました。今後の日程について事務局から説明をお願いします。
- 室長 特定最低賃金の審議予定ですけれども、8月21日の第12回本審でも説明いたしましたが、特定最低賃金が例年どおり12月15日発効とする場合は、

10月16日までに結審していただくことになり、この日に第14回本審を開催させていただきます予定としております。

開催については、改めて通知させていただきます。

例年行わせていただいている改正される熊本県最低賃金の一斉周知活動についても、本年も実施を考えております。日程につきましては、調整して改めて連絡させていただきますので、委員の皆様には、周知活動に御協力をいただければと思います。

事務局からは以上です。

会長代理

御質問等今の説明についてございますか。

よろしいですか。

以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきたい思います。遅い時間からの長時間の審議、御協力いただきましてありがとうございます。